

2024年9月4日

大阪市人事委員会  
委員長 西村 捷三

大阪市労働組合連合会  
執行委員長 川口 篤志



## 2024年大阪市人事委員会勧告に関する申し入れ

日頃から、私ども大阪市に働く職員の賃金・労働条件の改善に尽力されている貴職に対して、敬意を表します。

さて、人事院は8月8日、国会と内閣に対して2024年の「国家公務員の給与等に関する報告・勧告」を行いました。内容について、月例給は官民較差11,183円(2.76%)を埋めるため初任給と若年層の改定率に重点をおきつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、すべての俸給月額を引き上げと一時金についても0.10月分を引き上げ、引き上げ分は12月期の期末・勤勉手当へ均等に配分するとの勧告を行いました。また「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(以下、給与制度のアップデート)」については、地域手当の原則都道府県単位として大くくり化をはじめ、通勤手当に係る支給限度額引き上げ、扶養手当の見直しなどについて言及し、2025年4月からの実施を勧告しました。

公務員人事管理に関する報告では、Well-beingの実現に向けた環境整備に向け、仕事と生活の両立支援の拡充として育児時間の取得パターンの多様化、子の看護休暇等の見直しなどについて言及されています。

本年の勧告において、これまでの給与制度改革等により大阪市の月例給が政令市の中でも低く抑えられていることから改善に向けた勧告を行うよう強く要請します。さらに、昨年、一昨年においては、初任給と若年層に重点を置いた勧告が行なわれてきたところです。人材確保の観点からすると一定の理解はするものの、中高年層にも配慮した勧告が行われるよう求めています。

地域手当については、給与制度のアップデートの中で、都道府県単位の大くくり化が行われたものの、大阪市においては都道府県とは別の級地区分に設定され現行と同様の2級地として措置されました。人事委員会におかれましても、人事院の勧告内容を踏まえた対応が図られるよう強く要請します。

市労連は、大阪市が人事委員会の勧告をもとに号給の増設を行いました。勧告の主旨である定年の引き上げに伴う執務意欲の維持・向上には、繋るものではないと認識しています。定年年齢の引き上げに伴い最高号給に達する職員はさらに増加することから、昇給・昇格を含む人事・給与制度の全般的な改善が喫緊の課題であり、その解決に向けた勧告を行うよう強く要請します。

公務における長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、恒常的な時間外勤務が継続していることから、総労働時間の短縮や超過勤務時間の縮減について言及するよう強く要請します。

高齢期の雇用制度については、年金と雇用の確実な接続と、安定した生活が送れる給与水準の保障はもとより、60歳以降も安心して働き続けられる雇用環境の整備など、高齢期の雇用施策の一層の充実がはかられる対応を求めています。

扶養手当についても、給与制度のアップデートの措置の中で、人事院は配偶者に係る手当を廃止し子に係る手当を引き上げるとの認識を示しました。配偶者については、やむを得ず就労できない場合など配偶者が手当を受給しているケースは、さまざまな実態があるため慎重な対応が必要であると考えます。そうした事を踏まえ、安易に人事院の勧告に追随することなく、職員個々の生活実態が反映されたものとなるよう大阪市人事委員会として主体的な対応をはかるよう強く要請します。

保育士及び幼稚園教員については、独自給料表の導入により給与水準が大きく引き下げられています。さらに、定年年齢が65歳まで引き上げられることから、今後はより多くの組合員が最高号給の適用を受けることとなります。待機児童の解消に向けた動きがある一方で、社会的にも、保育士の処遇が極めて低く人材不足が問題となっています。市立の保育所・幼稚園は、保育・教育の深化充実とセーフティーネットの観点から大変重要であり、人材確保に向けて、早急に給料水準の回復を言及されるよう強く求めます。

教職員の給与、勤務労働条件については、政令市への移管による教育職給料表の給与月額引き下げや、勤務条件の後退などにより、教職員のモチベーションは大きく低下しています。また、教職員の長時間労働も社会問題となっていることから、給与・勤務労働条件について、子どもたちの教育条件や教育環境の維持・向上のため、良識ある対応を求めています。

現在、人事委員会におかれましては、勧告に向けての最終段階であると認識しますが、公共サービス従事者として、より優秀な人材確保の観点と大阪市に働く職員が現在おかれている状況を十二分に踏まえ、精確な公民水準比較を行った上で勧告されるよう求めています。

あわせて、職員が不安なく公務に専念できるよう、大阪市内で働く職員・組合員の生活実態を考慮して作業を進められることを求めるとともに、人事委員会として、公平で中立的な第三者機関の役割を十分に果たされ、その上で市労連が本年3月15日に行った申し入れの主旨を尊重されるよう改めて強く要請します。

以 上